

医療保険について

医療保険とは

ご自分が入院されたり手術を受けられた時に入院給付金や手術給付金を受け取れる保険です。

先進医療とは

最近では先進医療といひまして、将来的に社会保険導入が期待されている医療技術です。厚生労働大臣が承認した医療に対して技術料が支払われる先進医療特約が普及しています。というのも先進医療の技術料は300万円前後する高額な医療もあるからです。

患者申出療養とは

2016年4月から始まった新たな保険外併用療法である「患者申出療養」という仕組みができました。患者からの希望によって日本では承認されていない医薬品(保険診療の対象外)などを公的医療保険が適用される治療と併用できるようにする制度です。治療の選択肢が増え、多くの高度な医療が受けられるのはいいのですが、すべての診療にかかる費用が全額自己負担になってしまいます。

それに対応すべく患者申出療養の技術料に対応した特約が新たに発売になりました。

保険料の短期払いと終身払い

保険料の払いは60歳払い済みのように短期間で支払いを完了させるものと生存中保険料を支払い続ける終身払い込みの2通りがあります。短期払いの方が保険料は高くなり、終身払い込みの方が保険料は安くなります。長生きをされた時は、保険料の支払総額は短期払いの方が少なく済みます。月々の出費を少なくしたい場合には終身払い込みを、早めに保険料の支払いを終えたい方は短期払いを選択すれば良いと思います。

法人が役員を対象に医療保険に加入する場合には短期払いをお勧めします。

保険料の支払いが終えたタイミングで契約者を法人から個人に変更すれば役員は保障を引き継ぐことができますし、保険料の支払いは完了していますので安心です。

高額療養費制度について

医療費が高額になった場合に患者の負担を軽減する制度です。月の初めから終わりまでの一カ月間で支払った医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた金額が健康保険組合などの公的保険から支給されます。

70歳未満の方

平成29年8月～平成30年8月

所得区分	自己負担限度額	多数該当
年収約1,160万円～	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
年収約770万円～1,160万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
年収約370万円～770万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
年収約370万円以下	57,600円	44,400円
住民税の非課税者の方	35,400円	24,600円

多数該当とは、高額療養費の払い戻しが1年間に3回以上あった時に、4回目からは自己負担額が少なくなる制度です。

70歳以上の方

所得区分	自己負担限度額	自己負担限度額
	外来・入院(世帯単位)	外来(個人ごと)
現役並み 年収約370万円～	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	57,600円
一般 年収156万円～約370万円	57,600円	14,000円 年間上限 144,000円
住民税の非課税世帯	24,600円	8,000円
住民税の非課税世帯 (年金収入80万円以下)	15,000円	8,000円

医療費が高額になりそうときは「限度額認定証」を

限度額認定証とは

70歳未満の方が限度額認定証を保険証と併せて医療機関の窓口に出すと窓口でのお支払いが最初から自己負担限度額になります。

高額療養費制度による医療費の払い戻しは、ほとんどの場合申請作業が必要なため、自分が制度の対象者であるにもかかわらず制度を知らないが故に未請求の方も少なくありません。

限度額認定証の発行について

国民健康保険

自分が住んでいる市区町村の国民健康保険の窓口で申請します。

協会けんぽ

協会の各都道府県支部で申請します。

組合健保

企業や事業単位の健康保険組合に申請します。

医療保険に加入するにあたっての注意点

入院給付金について

最近発売されている医療保険は、入院されたその日から給付される商品が主流ですが、以前に発売された医療保険には「5日以上継続した入院が対象」のような商品もあります。最近では短期の入院が多いので、1日目から給付される商品を選択してください。

短期の入院が多いとは言えど、病気・ケガによっては長期に入院をしなければならないケースもあります。長期の入院に対応できるように、3大疾病(ガン・急性心筋梗塞・脳卒中)で入院された場合や7大疾病(3大疾病の他に糖尿病・高血圧性疾患・肝疾患・腎疾患)で入院された場合入院日数が無制限に支給される商品もあります。

また日帰り入院をすると一律5日分支給される商品もあります。

手術給付金について

手術の内容により入院日額の**倍というように定められています。入院日額の20倍、または10・20・40倍の手術給付金が支給される商品が多いようです。また外来手術(日帰り手術)で入院日額の5倍給付される商品もあります。

通院給付金特約について

入院給付金が支払われる入院の原因となった病気・ケガの治療を目的として通院したときに通院給付金が支払われる特約があります。

主に退院後の通院に対応していますが、入院前の通院にも給付される特約もあります。最近では通院による治療が長引く傾向にあります。長引く通院に対応したうれしい特約です。

これらを考慮した上でご検討してみてください。